

リニアミナモ利用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、リニアミナモの利用を希望する自治体（岐阜県を除く。以下「申請者」という。）の申請等に関し、必要な事項を定める。

(利用承認申請)

第2条 申請者は、あらかじめリニアミナモ利用申請書（別記第1号様式）を知事に提出申請し、承認を受けなければならない。

(利用承認)

第3条 知事は、前条の規定による申請があった場合、J R東海の許諾を得たうえで、リニアミナモの利用を承認することができる。

2 J R東海は、利用を許諾する場合は、条件を付することができる。

3 知事は、利用承認をする場合は、利用承認書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

4 知事は、利用承認をする場合は、条件を付することができる。

(利用期間)

第4条 リニアミナモの利用期間は、利用承認の日から1年以内であって知事が必要と認める日までとする。

2 前項の利用期間の満了後において、引き続きリニアミナモを利用しようとするときは、改めて利用承認を受けなければならない。

(遵守事項)

第5条 申請者は、次の事項を遵守しなければならない。

一 リニアミナモを利用した印刷物や物品等は、平面的なものに限ること。

二 リニアミナモデザインガイドマニュアル（別紙1）に定められた色、形状等に従ってデザインを正しく利用すること。

三 原則として、「©岐阜県」及び「J R東海協力」の表記を付すこと。

四 他者へリニアミナモの画像データを提供しないこと。

五 J R東海の超電導リニアによる中央新幹線計画のイメージを損なわないようにすること。

六 当該利用に係る物件の完成品を完成後30日以内に知事に提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真その他物品等の状況がわかる資料を提出すること。

(利用承認の取消し)

第6条 知事は、リニアミナモの利用がこの要領及び承認の内容に反すると認めるときは、当該利用承認を取消することができる。

2 県は、承認を取消されたことにより生じた損失については、一切の責を負わない。

附則

この要領は、平成25年12月20日から適用する。